

議長（山本 陽一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番、大崎潤子議員。

14番（大崎 潤子君） 今6月定例議会におきまして、1点目は平和について、2点目はごみ問題について、3点目は給食センターについての質問をいたします。

明解な答弁をよろしく願いをいたします。

まず最初に、平成3年9月25日に非核平和の町宣言を行い、19年目に入りました。この間、世界では民族間の紛争や国家間の戦争で、多くの市民、幼い子どもたちが犠牲になるニュースには心が痛むばかりです。

今年5月3日から、核不拡散条約（NPT）再検討会議がニューヨークで開催されました。被爆国日本からも市民運動家、1,500人余が参加をし、核兵器のない世界へと参加国に訴えをしまいいりました。

日本共産党も志井和夫委員長を団長に、会議主催者、国連関係者、各国代表団に、核兵器のない世界の実現を訴えてまいりました。

NPT再検討会議では、核兵器は人類にも地球にも破壊的、今総会で廃絶への長い道のりへ一歩踏み出したと各国が全会一致し、核兵器の全面禁止の流れができてまいりました。

また、オバマアメリカ大統領も、核兵器のない世界へとプラハで発言をし、平和への動きが前進しようとしています。

非核平和の町宣言をしている我が町においても、来年は20周年の記念すべき年となってまいります。原爆パネルの展示など、実施していただいておりますが、平和への取り組みについての町長の答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 大崎議員の平和についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、核兵器の廃絶と恒久平和を求めて、平成3年9月25日に「非核平和の町宣言」を宣言し、非核平和宣言啓発事業を行っているところでございます。

先月28日に閉幕した核不拡散条約（NPT）再検討会議は、64項目の行動計画を含む最終文書を全会一致で採択しました。核軍縮を点検する機能を強めたことは大きな得点であり、数々の政策手段を最大限に生かしていくことが緊要であると言われております。

本町におきましても、核兵器廃絶に取り組んでみえる「平和市長会議」に加盟し、平成32年度までの核兵器廃絶への道筋を示す「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同し、署名も行ったところでございます。

また、平成12年から毎年5月に本町におきまして、これまでの戦争で犠牲になられた戦没者のみたまをご遺族とともにお祀りし、その冥福と平和を祈願するため、戦没者追悼式を行わせていただいておりますし、毎年8月には総合文化センターにおきまして「非核平和パネル展」を実施しており、戦争の悲惨さや平和の尊さを、来場されました皆様に周知しているところでございます。

唯一被爆国である我が国にとって、核兵器廃絶と恒久平和が国民の心からの願いであり、町といたしましても、可能な限り後世に伝えていくことが重要であると考えており、今後も積極的に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 答弁ありがとうございました。

町長の平和に対する心遣いが、今伝わってまいりまして、今後もそういう観点で進めていただきたいという思いでございます。

質問ですけれども、東員町には非核平和の町宣言とあわせまして、人権尊重の町宣言もいたしております。人権関係では啓発や講演会等、開催をしていただいておりますが、特に平和に対する、そういう意味での啓発、講演会というのではないように思いますが。そういう観点において来年度、先ほど申しましたように、20周年の記念すべき年になるんですけれども、講演会なり、何か町を挙げてのイベントといいましょうか、平和に対する町民の思いとか、そういうのを聞いていただくような取り組みはしていただけないのかどうなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

先ほど平和市町の会議というんですか、こちらのほうにも賛同をさせていただいております。これからいろいろな動きもあろうかと思えますし、来年度に向けての

平和に対する行事等、まだ検討もしておりませんが、できましたらこれも、いろいろこれから議論をさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

14番（大崎 潤子君） 来年度は20周年記念ということでもありますので、何か町民の心に残るような取り組みをしていただけたらうれしいなというふうに思いますし、平和であってこそ人権も尊重されるというふうに考えますので、人権とあわせてでもいいかというふうには思いますが、平和あってこそ、私たち一人一人が大切にされると思いますので、そういう観点でぜひ来年度、考えていただきたいということを強く要望したいというふうに思います。

2点目、ごみ問題はすべての人が日常生活の中で考えたり、体験したりしているとても身近な問題です。同時に環境、資源、経済、人々の意識、社会の仕組みなど、広範な課題と結びついた底が深い問題でもあります。たかがごみなどと、侮ることはできません。ごみ問題は命、健康にかかわる重大な問題でもあると考えます。

我が町でも、ごみゼロプランが平成19年3月に発表されてから3年目に入っただけで、年に4回ぐらいは広報とういんで、ごみに関するお知らせが掲載されていると思います。この間のごみに対する町民の意識はどのような変化がありましたでしょうか。またあわせてごみの量、経費の状況を伺いたいと思います。

次に、ごみ減量に効果があるのは生ごみをいかに処理するかだと考えます。分別、堆肥化することで焼却ごみを大きく減らすことができ、燃料の節約にもなると考えます。

具体的な取り組みとしては、各家庭から収集して堆肥化センターなどで一括して堆肥化するものや、100世帯規模の住宅を対象にした小型堆肥化施設を設置して、そこで一時発酵させる設置型、また各家庭でコンポストや機器によって自家処理を推進するなど、いろいろな試みがあります。

広報とういん5月号には、生ごみ堆肥化容器等設置補助表が掲載をされています。生ごみの堆肥化に対する具体的な考えをお聞きしたいと思います。

次に、ごみ減量に向けて、町としての総排出量の削減目標はありますか。あるとするならば、コスト面も含めて町民に知らせ、町民参加で減量を進め、目標を達成すべきだと考えますが、いかがですか。

ごみ問題の最後はRDF発電の問題についてです。

県の広域化処理計画を策定する中で、県内を、1、RDF化及びRDF発電施設によって処理する自治体と、2、ガス化溶融炉施設によって処理をする自治体の2グループに分け、処理施設を2カ所に集約しました。個々の自治体の事情を全く無視した一律の広域計画の押しつけが、今一番大きな問題となっていると思います。

RDF施設そのものも、経費面では大きな重荷です。RDF施設の問題について、

訴訟を起こした御殿場の市長は、多額の費用をかけたRDFセンターは、いわばごみを加工して、ごみをつくり出す欠陥施設だったと法廷で強く批判をしています。

県は今、RDF運営協議会あり方検討作業部会で、平成29年度以降の対応を協議中です。ごみの広域処理ではなく、ごみ問題の基本は、ごみを出す住民と処理義務を負っている自治体とが、みずからの地域の実態に合わせ、ごみの排出削減をはじめとする解決策をともに考え、実行していくことだと考えます。

東員町はごみゼロプランも作成をし、ごみゼロプランを推進し、ごみを減らし、以前のごみ焼却方式に戻すことを提案したいと考えます。

平成29年度以降の対応について、町長に答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） ごみ問題についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成18年の4月に「東員町ごみゼロプラン」の策定町民会議が発足し、約1年をかけて「私たちが創るごみゼロ社会」という基本計画をパンフレット形式で策定いただき、その後、住民の皆様にお知らせするため、全戸配布を行ったところでございます。

その効果があったのか、昨年開催いたしました「子供議会」におきまして、ごみの分別やマナーについて、中学校の生徒から大変貴重なご意見をいただいたり、ペットボトルのキャップを地域で回収し、世界の子供達にワクチンを送る運動に、最近、小中学校で取り組みを始められたようにお聞きをしております。

また、本年度の資源ごみの収集体の登録が31団体となり、昨年に比べまして5団体増加しておりますし、桑名広域清掃事業組合へ搬入している東員町の可燃ごみやプラごみなどは、ほかの市町に比べるとよく分別されており、トレー等もきれいに洗って出していただく方が多いようにも伺っております。

このことが「ごみゼロプラン」と直接影響しているかは断言できませんが、町民の皆さんのごみに対する認識が随分変わってきているのではないかと、大変うれしく思っているところでございます。

次に、町の可燃物・不燃物・プラごみ・粗大ごみを合わせた、ごみの収集量の実績と塵芥処理予算の決算額を申し上げますと、平成19年度が5,186トンで4億1,076万5,000円、平成20年度が5,101トンで、4億5,268万3,000円、平成21年度が5,083トンで、4億280万5,000円となっております。

2点目の生ごみの堆肥化につきましては、可燃ごみのうち、約半分が生ごみと言われております。本年度の取り組みとして、生ごみ処理機とコンポストの購入に対する補助金の上限を5万円と1万円に、それぞれ大幅な引き上げを実施しており、問い合わせも多くいただいております。

また、この制度とあわせまして、生ごみの堆肥化施設について、検討するように

指示をいたしております。

3点目のごみの総排出量の削減目標は、平成18年度から取り組んでおります「東員町行財政改革」の中で、本年度末までに平成17年度と比べ、毎年1%ずつの削減目標を立て、達成状況を町のホームページでお知らせをしております。また、コスト面については、広報とういん7月号の「クリーン作戦だより」の中でお知らせする予定をいたしております。

4点目のRDFの焼却・発電施設につきましては、三重県の平成29年度以降の撤退表明を受けまして、今後のあり方について、県と14の市町で検討している中、各市町の意向を調査したところ、2市以外の市町は引き続き継続の希望をしております。特に、私ども桑名広域清掃事業組合といたしましても、継続を強く希望をいたしております。

また、先月の27日には、山本議長をはじめ、清掃組合議会の議員の皆さんに県へ出向いていただき、「RDFの焼却・発電事業の事業主体に関する意見書」の提出をいただいたところでありますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 答弁をありがとうございました。

今、町長の答弁の中で、町民の皆さんのごみに対する意識というのは随分変わったのではないかということをおっしゃいまして、そういう方向にいったらば素晴らしいことだなと思っているところです。おっしゃった数字を見ましても、極端には下がらないにしても、若干ごみの量そのものも減っているのかなというふうには思っています。

そうは思っておりますが、ごみにかかる経費、町民一人当たりになりますと1万5,000円ぐらいかかるのではないのかなというふうに思うのですが、もしこの単価が違っていれば、1人当たりのごみの処理にかかる経費はこのぐらいですということ、生活福祉部長、答弁をしていただきたいというふうに思います。

それだけの経費をかけてごみを処理するわけですので、ごみをただ処理するだけでなく、いかにごみを出さないようにするかという、そのあたりについての啓発活動については、先ほど町長も、ごみの認識が随分変わってきているということをおっしゃっていただいているんですけど、環境問題も含めて、そのあたりの見解といたしまししょうか、出たごみを処理をするのではなく、いかにもっと分別を徹底していくとか、生ごみをこれだけ来年度減らしていくとか、そういうことについての生活福祉部長の答弁を求めたいというふうに思います。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 1人当たりの費用といたしましては、平成

20年度が1万7,406円かかっております。平成21年度につきましては、1万5,582円かかっています。

ごみの減量につきましては、資源ごみの分別をもっと図って、今年度から堆肥化施設をまた検討させていただいて、今後減量に向かっていくということでございます。

また、コンポストとか、ごみ処理機の補助金を今年度から1万円と5万円というふうに上げさせていただいておりますので、それによって減量化を図っていきたくと考えております。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 1人当たりのごみの単価も若干減っているのかなというふうには思います。基本はごみが減っていけば、おのずから単価も減るのではないのかなというふうに考えておりますので、ごみを減らすということがいかに大切かなというふうに思います。

それで今、町長も答弁しましたように、ごみ処理の堆肥化の容器の上限を大幅にふやしていただきました。広報には端的にこういう形で掲載をされていますけれども、これで本当にごみを減らすためのPR、確かに金額は出てますけれども、これを見て「あ、そうか、これだけ頑張ってもらっているから、ごみを減量するために頑張らなければいけない」というPRにはならないというふうに思いますけれども、この表現方法なり、掲載方法についての生活福祉部長の答弁を求めたいというふうに思います。

先ほど、生ごみの堆肥化については考えて研究をしていきたいということをおっしゃっていらっしゃいましたので、若干、先駆的な取り組みを研究いたしております山形県長井市のレインボープラン、栃木県茂木町のリサイクルセンター、ここはすごくおもしろい取り組みで、落ち葉を入れて堆肥化をしています。落ち葉を収集した人が、町が15キロ当たり400円、役場に持ち込めば430円という形で、お年寄りの皆さんというか、そういう皆さんの収入につながっていて、住民が楽しんで作業し、健康づくり、生きがいづくりになっているということも報道されております。

同じく栃木県の芳賀町のどんかめという方式でやっております。立川市の剪定枝堆肥への利用、こういう方向、すごく進んでいる取り組みをやっておりますので、ぜひこういうところの資料も取り寄せていただいて、何が一番東員町に合っているのか、大いに研究をしていただきたいというふうに思いますが、そのあたりの取り組みもあわせてお願いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 生ごみ減量化につきましては、今年度から補助金を上げましたことによりまして、コンポストにつきましては、昨年度12件が今年度4月・5月で既に5件、生ごみ処理機につきましては、昨年度10件に対

し、2カ月で6件と、申請が既に多くまいております。町民の方々のごみ減量に対する意識がかなり向上しているように感じておりますので、また、ほかのいろんな機会を利用しまして宣伝していきたいと考えております。

また、堆肥化の方法につきましても、先ほど大崎議員がおっしゃいましたように、落ち葉を収集したり、剪定枝を収集したりとか、いろいろ方法がございますので、検討させていただきたいと考えております。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 生ごみの堆肥化については、行政だけで頑張っても到底できることではございませんので、先ほど申されたように、ごみ1人当たりの単価も減ってきているわけですから、広報とういん7月号でしたか、そういうところに載せるということですので、載せて、しっかり町民にアピールをしていただきたいのですけれど、載せる方法というのを、やはりもう少し考えていただいて、本当に、私たち一人一人がごみを減らすことによって、これだけ税金を使わなくて済むんだという、そういう思いが伝わる広報の仕方というのを、ぜひ研究をしていただきたいというふうに強く思います。

今年度からごみ減量の一つとして、廃油の回収について取り組みが始まるわけですが、今年度は秋以降になりますけれど、廃油の量ですね、来年度から始まるわけですが、どのぐらいの量というのを確保しようとなさっているのか。収集方法はどういうことを考えていらっしゃるのか。廃油でごみの減量をなさるために、どういう意識調査といいましょうか、こういう調査をもとにして、これだけの油が集まるから、だから廃油の回収のセンターを建てますというふうになったのか。

ただ、ごみ減量をしなければいけないので、こんなことを言ってはあれなんですけど、手っ取り早くこれがいいのかなというふうなことではいけないというふうに思って、実際やってみたはいいけれど、油が思ったより集まらなくて困ったなというので、計画倒れということもあり得るかもわかりませんので、そのあたり。ごみ減量の一つとして考えていただいたシステムについて、町のこういう過程を経てこれに行きついた、そして年間どれだけの油の量を考えている、そしてそれはこういうところに使っていきます、こういうところに回していきます、その辺についての答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 現在考えておりますのは、東員町のバイオディーゼル燃料製造施設につきまして、建築につきましては来年1月までで、2月・3月につきましては給食センターの廃食油を回収して、とりあえず仮稼働ということで考えております。

平成23年度につきまして、一般家庭から月1回の収集をさせていただきまして、平成23年度につきましては、給食センターで年間4,000リットル、一般家庭

では8,500リットル、平成23年度につきましては初年度ということで、一般家庭では2,500リットルの回収ということを考えてございます。また、町内の事業所とか飲食店等にも今後参加協力を求めていくような考えでございます。

計画の目的につきましては、使用済みの天ぷら油につきましてはリサイクルが可能でございまして、これまで可燃ごみとして廃棄されてきた廃食油を、資源ごみとして新たに回収して精製することで、人と環境にやさしいバイオディーゼル燃料として生まれ変わらせて、住民と行政と事業者が共同しながら、東員町のさらなるごみの分別と減量化を図り、地球資源として、ごみゼロ循環型社会の構築を目指すことを目的としております。

議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

14番（大崎 潤子君） 計画のモットーはリサイクルということですので、今までどれだけの量の廃油が、ごみ袋の中に入っていたのか、わからないんですけども、それが一定入っていて、それを抜くことによって、ごみの量も減ってはくるといふふうに思いますので、一回やっていただきながら、悪い点はきちっと改善をしていただくということが必要ではないかというふうに思います。

やはりきちっとPRをし、町民の皆さんに的確な情報を提供していただきたいというふうに思います。その情報の方法として、広報とういんホームページということをおっしゃいますが、もっと違ういろんな方法があるのではないかというふうに思いますので、そのあたりも原課のほうで考えていただきたいというふうに思います。

町長にもう一度尋ねたいのですけれど、RDFの焼却と発電施設なんですけれども、平成29年まで、あと7年ぐらいあるんですけれど、今のまま継続をしてやっていきたいということを町長述べていらっしゃるし、5月27日、議長も意見書をもって県のほうに出かけられたということなんですけれども、RDFには膨大な石油を使わなければいけないし、乾燥させるときにも、たくさんの灯油を使わなければいけないので、非常に金食い虫だというふうに思うんですね。ですから7年をかけて、ごみの方向性というのを転換していただきたいというふうな思いが強いので、ぜひ広域のほうへ、以前のような形での、ごみ焼却の方向への検討をしていただけないかどうかということについて、声を届けていただくことはできないのでしょうか。その1点について、お願いをしたいというふうに思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

基本的に平成29年度までは、現在のRDFで耐用年数等を見て、そこまではいけると。それ以後は耐用年数が切れるということになるわけですけど、その時点で、私どもは参加してあるRDF施設の市町がアンケート調査をしたということでございます。基本的に県はそこで撤退ということを表明されたんですけど、私どもとしては、もし仮に撤退ということになれば、撤退した後、焼却施設ということになる



かと思えます。焼却施設を新しくつくる場合には、当然莫大なまたお金が要るわけですね。その焼却施設と現在のRDF施設、平成29年以後もっていこうと思うと、それ以後もまた改修がかかりますので、その両方をいろいろ検討した結果、現在のRDF施設をもう少し長く引き延ばしたほうが経費的に安いということで、桑名広域は10年間延ばしてくださいという意見になったと思えます。それは市町によって、何年とか、もっと短い市町もございますし、撤退という市が2市あったわけですね。それを焼却施設に切りかえていくということだと思えます。

そうということで一応14の市町については、発電は県でございますので、発電施設は県が運営管理をして、RDFをつくる施設は、その市町で運営していくということで、今までの状態でできるだけ延ばしてほしいと。延ばした段階で、またいろいろその次には当然焼却施設になってこようかと思えますけど、そちらのほうが比較した場合に経費的に安いということで結論づけて、県のほうへ、もう少し延ばしてほしいということになっておるわけでございます。

そんなことでひとつご理解をいただきたく思います。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） ごみ問題については、いろんな角度から研究もしなければいけないし、町民の力もかりなければいけないし、議会の力というものも必要ではないかというふうに思いますので、もっといろんな角度から議論を進めていただきながら、とにかく基本はごみを減らしていくということが一番だというふうに思いますので、そういう点で、将来的にはごみ焼却に変えたほうがいいかなという町長の答弁もございましたので、とにかくありとあらゆる角度から、元の焼却炉に戻るような方向で、また桑名広域のほうでも発言をしていただきたいし、PRの仕方については、もう少し研究をしていただきたいということを原課をお願いをいたしまして、時間が残り少なくなりましたので、3点目に入っていきたいと思います。

給食センターの給食業務の民間委託をするという答申が2月22日に、東員町学校給食センター運営審議会会長より提出をされました。

1956年、学校給食の一部改正が行われ、学校給食の教育的意義について、具体的な方針を提起しました。趣旨は学校給食法第2条、学校給食の目標をもとに、1点目、栄養士がどのような考えで献立を作成したのか、その栄養側面について、栄養月報などを活用して、直ちに児童生徒にその思いを伝えてください、2点目は、給食調理員がどのような給食を調理したか、その創意工夫、技能、苦勞など、子どもたちへの思いを伝えなさいというのでした。

給食は、食教育の生きた教材という見方が初めてここに明示されました。食育基本法制定後の今日においても、この見地には変更ありません。学校教育活動や食教

育の総合的・一体性の観点から見ても、委託は不適當であると考えます。

2008年に学校給食法の改正が完了し、給食の中心的役割を栄養改善から食育に移し、栄養教諭、栄養職員の食育における指導的役割を明確にしました。給食は食事の提供から食の教育の場へと重心を移し、従来に増して学校給食を生きた教材、教科書として食育を充実させることが、学校給食の今日的な意義と課題だと考えます。委託ではなく、直営として考えていただきたいと思います。

次に、議事録の中に、全国の民間委託は毎年7%近く民営化が進んでいるという答弁がございました。2007年度では全国で22.7%です。センターが老朽化に伴う建てかえなどから、民間委託から直営方式に戻っているところもふえてまいりました。また、昨年12月議会で、人件費で800万円削減と答弁されましたが、経費的に現在の体制と比較しての試算をお示してください。

次に、給食の民間委託が町の調達した食材や町の施設整備の使用、栄養士の立てた献立を調理することなど、偽装請負になりませんか。滋賀県の甲南市では平成19年3月、労働者派遣法改正を期に、調理業務を委託しようとしたことが、市が食材を提供し、市の施設で県の栄養士が業者に指揮命令する行為は、偽装請負に該当する可能性があるとして、滋賀労働局の見解が出されたので、民間委託は見送られました。また2008年、京丹後市においても、労働局から指摘をされ、市直営に切りかえました。

教育長は前回の答弁で、昭和60年1月21日、体育局長通達で法には抵触しないと答弁されましたが、職安法や労働者派遣法の観点からはいかがでしょうか。

次に、民間委託に対するメリット、デメリットをお聞きしたいと思います。

最後に、教育委員会は、学校給食への町民の理解を広めるための取り組みはどのようにお考えですか。全国では学校ごとの試食会や、地域のお年寄りを招待する給食会、広報に好評だった献立レシピを掲載、これは昨年、広報に載っております。地場産食材を使用する料理講習会の開催などを行っております。

教育長の答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 大崎議員の給食センターについてのご質問にお答えをいたします。

学校給食は学校教育活動の一環として実施されるものであり、「豊かで魅力ある学校給食」の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

ご質問の教育の一環である給食は行財政計画になじまない、子どもたちの教育上の給食という観点から再考をということでございますが、今回の学校給食運営審議会からいただきました答申は、あくまでも調理部分については民間委託するというものでございますので、学校給食法での学校給食が、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、学校給食の目標である「日常生活における食事について、正しい理解

を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい習慣を養うこと」などの7項目を損なうものではなく、食教育に何ら影響があるものではないとされています。

さらに民間委託を導入することにより、学校栄養職員が学校へ出向く時間がふえ、直接の指導や助言などが多くなりますので、今まで以上に食育に関する指導ができるものと考えております。また、今回答申をいただきましたことについて、その意向に沿って進めさせていただきたいと考えております。

実施するに当たりましては、法に抵触しないよう調査・研究をする必要がございますので、それらに関しましてもクリアしていきたいと考えておりますし、学校教育の観点からも、子ども達の発達に即した栄養バランスを考え、安心安全な給食の提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、民間委託率は2007年(平成19年)で22.7パーセントであるということに関しましては、ごく最近のデータとしては2008年(平成20年)5月の25.5パーセントとなっております。このことから、全国では4分の1が既に民間委託を導入していることとなります。

経費の試算につきましては、委託の形態や食数によっても委託費は変動しますので、単純に比較することはできませんし、今後進めさせていただく中で、民間業者と内容などを協議をしてまいりたいと考えております。

次に、給食の民間委託で、町の調達した食材や町の施設設備の使用は、偽装請負の疑いはないかということですが、昨年12月の大崎議員からのご質問でも答弁をさせていただきましたとおり、学校給食の調理業務等の具体的な運営については、法律上明記されておりませんが、厚生労働省告示第37号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」により、「自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備もしくは器材または材料もしくは資材により、業務を処理すること」か「みずから行う企画または自己の有する専門的な技術もしくは経験に基づいて業務を処理すること」のいずれかに該当する場合は「単に肉体的な労働力を提供するものでなく、本町の場合、学校給食の調理業務は、限られた時間内に大量の給食をつくるということは専門的なこととなり、委託の要件に該当するものと考えております。

「専門的な技術もしくは経験」とは、調理師の資格を持った方や過去に調理業務の経験がある方を指し、これらのことも考慮して業務委託をしていくこととなります。

今後も民間委託を進めさせていただくに当たりましては、偽装請負といわれる事項については、労働局等関係機関と十分協議を行ってまいりたいと考えております。

また、町の施設設備の使用に当たっては、業務が専門的なことであれば、有償契約でなくても運営は可能であると、顧問弁護士からご教示いただいておりますが、

この点につきましても今後十分研究をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、民間委託をする場合のメリット・デメリットについて申し上げますと、給食業務費の削減（人件費）や突発的な欠員発生時にも対応でき、人間的にもきめ細やかな調理が可能です。また、学校栄養職員の時間的ゆとりの確保により、学校での食教育や食指導をふやせることにより、子どもたちの健全育成への取り組みを充実させることなどのメリットがあると考えております。デメリットといたしましては、栄養士が業者の責任者に対して行う調理調整等指示書による指示系統の煩雑化が挙げられます。

次に、学校給食への住民の理解を広める取り組みはどうかということにつきましては、答申の中にも附帯事項として「民間委託に当たっては、保護者・地域への啓発を行い理解を得ること」と記されており、開始に当たっては保護者・学校等に十分周知をさせていただきたいと考えております。

次に、学校ごとの試食会などにつきましては、本町も園・学校ごとに、保護者から希望があれば、授業参観日などを利用して試食会をさせていただいているところでございますが、お年寄りを招待する試食会については行っておりません。

また、献立レシピを広報に掲載することについては、現在2カ月に1回、町広報に掲載しており、非常に好評だということを知っております。今後ともぜひ続けていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

14番（大崎 潤子君） 答弁ありがとうございました。

教育長の答弁の中で、経費の試算についてですけれど、今後、ABC、そういう業者とともに協議をしていくということをおっしゃってはいるんですけれど、本来、教育長、教育委員会サイドでは、そういうことについては一定の試算というのはなさっておりませんか。今後決めるに当たって、入札をしてこういうふうな形にいかれるのか、そうじゃなくて、一定の試算というのはなさっているように思いますけれど、その点についてはいかがでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） お答えをいたします。

経費に関しましては、平成19年度参考として、一部業者から見積もり等を得まして、そのことと平成20年度の決算における人件費と比較して試算はしております。ただ、正式に学校給食運営審議会から答申が出されました。その中でも例えば除去食とか、いろんな面でこうなさいとか、こうしたほうがいいという附帯条件がついておりますので、私どもも再度そういう条件をもとにしながら、きちんとした業者の見積もり等は今後していかなければならないなとは思っております。です

から今回の答申をもとに、私どもも安かろう、よかろうという発想ではなく、あそこに出てます審議会の皆さんのお考えも十分考えながら進めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 今、教育長の答弁の中で、安かろうということは思っていない、答申書の中でも、8点の問題点がクリアされなければということがついているので、十分きちっと協議を重ねていきたいということをおっしゃったんですけれども、そのような協議をなさるようだったら、なぜ民営化委託でなくて、現行の直営方式というのを守ることができないのかなというのが大変残念に思うし、疑問な点でございます。

そして時間がないので、偽装請負のことについては疑いはありませんかということをお尋ねをしたんですけれども、今後三重の労働局とか職安、そういうところで協議をしていくということをおっしゃっておりますが、いろいろな事例の中で偽装請負という形で判断をした市もあれば、そうでなくてという形で、さらっと流れていく地域もありまして、東京の杉並区では裁判もされているわけなんです。

ですからとても大切なことでありますし、ここに働く労働者の権利というの、きちっと守ってもらわなければいけないというふうに思いますので、そのあたりは私たちも勉強していきますけれども、もっときちっと勉強を重ねていただき、検討を重ねていただいて、よりよい方向性というのをを出していただきたいというふうに思うんです。

教育長にお尋ねをするのは、教育上において、民間委託してもほとんど調理部門しか委託をしないから、影響がありませんよということをおっしゃるんですけれども、献立を立てて指示をする人、その指示を受けて献立をつくる人という形で明確に分かれていくというふうに思うんですね。そうすると給食室と職員室、あるいは給食室と子どもたちの関係というのは、今、教育長は、栄養職員が出向いていくので心配はありませんよとおっしゃるんですけれども、今まででしたら調理師も一緒に、いろんな場に出向いていかれるということはあったのではないのでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 給食室が学校の中にあつた場合には、外から見学をさせてもらうというのは、私が最初に勤めた時でありましたけども、現在センターになっておりまして、調理員が直接学校のほうに行つて何かをするということは、あるとは聞いてないです。反対に子どもたちが給食センターのほうへ行きまして、そこで上のほうから調理師の姿を見させていただくというような形で、給食の調理員の仕事という形で勉強していると思います。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員、時間が来ておりますので。

14番（大崎 潤子君） 済みません。若干、私の思い違いの部分もあるのかなというふうなことを今思うんですけれども。

子どもたちには食教育の観点から、委託ではなくて直営方式、今のまま現行を守ってほしいというふうにすごく思うんです。

12月定例会の教育長の答弁の中で、民間のノウハウ等を利用しながら、おいしい給食を提供し、より安心・安全なおいしい給食、高い調理技術等を活用するということをおっしゃっているんですけれど、この高い調理技術というのはどういうことを指しているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 私が調理業務の民間委託をしているところを調査させていただきました、その中で、そこでの調理の責任者は、民間のあるところに勤めてみえる料理長と言われる方です。何かをつくるにも、指示書をもとにしながら、大変有名なところの料理長が、自分が中心になり、あとの従業員の方にこうするんやぞというような指導をしているというのを、たくさんお聞きをしました。

また、その委託をされている学校の職員に、子どもたちには直接聞いてみませんが、キャベツ一つ切るのに関しても、料理をするにしても、大変上手につくっているというようなことをお聞きしましたので、すべてそういう人ばかりではないかわかりませんが、私がお聞きした中での高い調理技術というのは、そういうようなことを意味しております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 3歳から中学生までの子どもがいただく給食でございますので、まだまだありとあらゆる角度からの研究も重ねていただきたいし、答申書についても、きちっとした方向性は出てるんですけれど、これがクリアできるように、いろんな角度からの研究をしていただきたいし、私どもも勉強して、また提案したいというふうに思います。

ありがとうございました。